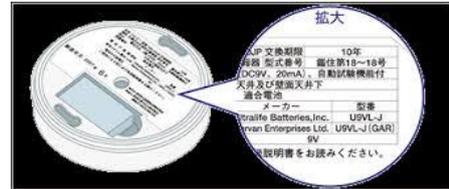


住宅用火災警報器の維持管理！

平成23年6月から、すべての住宅に
住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。
(新築住宅は平成18年6月から義務化)

1. 住宅用火災警報器はいつまで使えるの？

住宅用火災警報器本体の寿命は約10年とされています。また住宅用火災警報器に使用されている電池の寿命も10年のものが多くなっています。



2. 住宅用火災警報器の交換が必要なのはどんなとき？

- ・自動試験機能付きの住宅用火災警報器が機器の異常を示したときに交換。



- ・自動試験機能

機器自体が自動的に感知機能、電池残量を点検します。
→異常があった場合には、異常を示す報知音が鳴ります。

- ・自動試験機能の付いていない住宅用火災警報器は、交換時期を過ぎないように交換。

(本体に表示された交換期限や、取扱説明書の記載を確認しましょう。)

- ・住宅用火災警報器の設置から10年、若しくは10年近くが経過し電池切れになったときに交換

- ・その他、作動点検により異常が見つかったときに交換

3. 普段の管理はどうしたらいいの？

- ・定期的に作動点検

自動試験機能付きの機器であっても、念のために点検しましょう。

- ・「ボタンを押す」「引き紐を引く」ことで作動点検ができます。
- ・「ボタンを長押しする」「引き紐を引き続ける」ことで火災時の警報音を確認できる機器が多くあります。



- ・清掃

火災を有効に感知し、ホコリ等による誤作動を防ぐため定期的に清掃しましょう。

- ・中性洗剤に浸した布をよく絞って、外観の汚れを拭き取りましょう。
※分解、水洗いは厳禁です。
※高所での作業となりますので、安全に注意し可能な範囲で行いましょう。

年に1回は、作動点検、清掃を行いましょう！

※点検方法や、異常報知音等は一例です。詳しくは取扱説明書を確認しましょう。



4. 住宅用火災警報器を交換するときは？

- ・設置場所を再確認

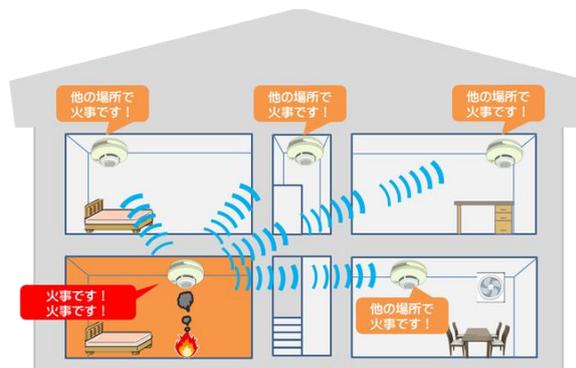
住宅用火災警報器の設置が義務化されている場所は、寝室と寝室が2階以上にある場合の階段等です。各部屋の利用目的により、必要な場所を確認し設置しましょう。

- ・交換日を記入

住宅用火災警報器に購入日や交換日を記入しておきましょう。10年の寿命の目安になります。

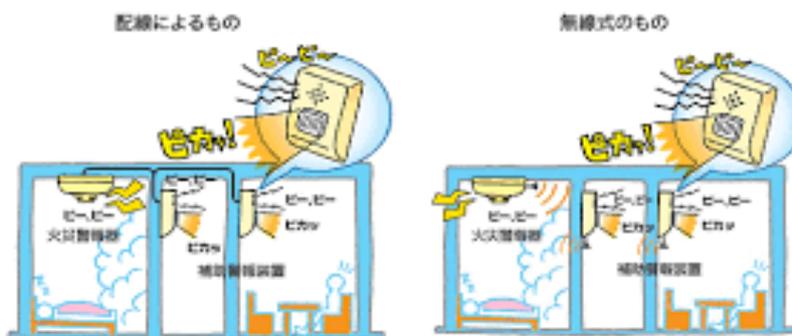
- ・連動型住宅用火災警報器がより有効です。

住宅用火災警報器には、それぞれ火災を感知した機器のみが警報音を発するものの他、電波や配線で接続された機器が連動し、他の部屋の機器も警報音を発するタイプのももあります。この連動型は、どの部屋でも火災の発生を知ることができ有効です。



- ・警報音が聞き取りにくい方には

住宅用火災警報器と連動して、光や振動を発する「補助警報装置」を利用できる、目や耳が不自由な方に有効な機器もあります。



※イラストのアンテナはイメージです。実際には付いていません

不適切（悪質）訪問販売に注意しましょう！

養老町や消防本部では、住宅用火災警報器の販売は一切行っていません。

住宅用火災警報器についてわからないことがある場合は、最寄りの消防署などにお問い合わせください。

養老町消防本部

養老町高田798番地 0584-32-0012

南部分署

養老町瑞穂379番地1 0584-37-2203

上石津分署

大垣市上石津町上原1370番地1 0584-45-3004

